

「男衾三郎絵巻」再考

—望ましき当主像をめぐって—

岡部 恵理子 (学習院大学)

「男衾三郎絵巻」(以下、本絵巻)は、13世紀後半の制作とされる絵巻で、都ぶりの生活をおくる兄・吉見二郎と、日頃から武芸の鍛錬に余念がない弟・男衾三郎という対照的な武士兄弟を登場人物とする。後半部が欠失し、物語の全容は明らかではないが、山賊に襲われ命を落とした吉見二郎の娘をめぐる「申し子」や「国司の求婚」といったエピソードから、本絵巻の主題を「観音霊験譚」や「姫と貴公子の恋愛物語」に求めることが、これまでの了解点である。また、風流と武芸、死と生という対比が「武士のあるべき生き方」を示しているとの解釈も提示されている。

本発表では、本絵巻の制作年代を確認した上で、時代背景に目を向け、絵と詞の内容を再検討して、本絵巻に託されたメッセージの新たな読み解きを提示したい。

第一に、制作年代の検討であるが、伊勢神宮徴古館蔵「伊勢新名所絵歌合」と、本絵巻の霞・樹木・人物・調度品などのモチーフの描写が酷似していることを改めて確認した上で、両者の制作期がさほど離れていないことを主張し、両絵巻が同一工房作であり、かつ、「伊勢新名所絵歌合」の制作期を永仁3年頃とするこれまでの指摘を再確認する。

第二に、永仁という「時代」に注目する。この時期、注目すべき出来事は「徳政令」の発布であるが、一方で所領争いが激化しつつあった時代と考えられている。鎌倉時代における所領争いの頻発は、惣領が所領を一族に分割し、それぞれに支配を行わせる分割相続が一つの要因とされている。その対策として、鎌倉後期には、それまでの女子の相続権を見直し、「女子一期分の制」が整えられた。本絵巻では、吉見二郎が死の間際、弟の男衾三郎に所領の殆どを譲与するとともに、自らの妻子にも所領を譲与するという遺言を述べていることから、この「女子一期分の制」が適用されている可能性がある。すなわち、吉見二郎の遺言は、兄弟間の所領紛争の勃発を回避し、かつ、一族の所領の細分化を防ぐものとなっているのである。

武士にあるまじき軟弱な都ぶりが批判的に描かれていると見なされてきた吉見二郎は、死に際して、分割相続の弊害に対する解決策を示す「望ましき当主」でもあった。一方、武士としての生活を重んじながらも欲を捨て切れなかった男衾三郎は、兄の遺言を破り、正しい所領相続を成し得ず、おそらくは物語後半部において、家の継承を危うくすることになるのであろう。その意味において、男衾三郎は「望ましからぬ当主」なのである。

霊験譚、求婚譚という話型に、雅びと鄙び(文と武)の対極構造を絡めた物語、武士の日常生活や合戦場面などの饒舌な描写、清見関といった景観表現など、魅力に溢れた本絵巻は、所領相続問題という同時代性が投影され、望ましき相続の指針を示す機能も期待されるものであったといえよう。